

## 平成 27 年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、「金融庁が行う政策評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

### 2. 平成 27 年度における政策評価の取組み方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 24 年 5 月 31 日金融庁訓令第 21 号。以下「基本計画」という。計画期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日。）を策定のうえ、各年、実施計画を策定し、この実施計画に沿って実施することとしている。

平成 27 年度においては、実績評価方式による評価を実施するとともに、事業評価方式による評価も併せて実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていく。

### 3. 実績評価方式による評価

#### (1) 評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 経済成長の礎となる金融システムの安定
- II. 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
- III. 公正・透明で活力ある市場の構築

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めている。

各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組みを「主な事務事業」として掲げることとしている。

#### (2) 実績評価の対象とする施策

別紙 1 「実績評価における基本政策・施策等一覧」で示した「施策」を実績評価の単位とする。

### (3) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る平成 27 年度の取組み状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、S：「目標超過達成」、A：「目標達成」、B：「相当程度進展あり」、C：「進展が大きくない」、D：「目標に向かっていない」の 5 段階の区分によるものとする。

平成 27 年度実績評価書は、平成 28 年 8 月末を目途として公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、測定のための参考となる指標として設定しているもの。

### (4) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

## 4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し平成 27 年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、平成 27 年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

## 5. 規制の事前評価

規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、平成 19 年 10 月から実施が義務付けられた法律・政令に基づく規制の新設・改廃に係る規制の事前評価（R I A）については、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、「主な事務事業」のうち、規制の事前評価の対象となると考えられるものについては、〔R I A〕の記号を付している。

## 6. 租税特別措置等に係る政策評価（事前・事後）

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について政策評価を行うものとし、その他の租税特別措置等（特定の

行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策についても、政策評価の対象とするよう努めるものとする。

基本政策	施策	平成27年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備〔P10〕	① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施 ② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ③ 金融機能強化法等の適切な運用 ④ 金融機関の業務継続体制の検証 ⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取り組み ⑥ ベター・レギュレーションの深化	金融機関の健全性が確保されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]金融モニタリング基本方針の実施状況（27年度の金融モニタリング基本方針に基づく金融モニタリングの実施）</li> <li>・[主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持度）</li> <li>・[主要]金融機関のリスク管理の高度化（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証）</li> <li>・既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施（既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施度）</li> <li>・グローバルなシステム上重要な金融機関等に対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、グループ全体としてのリスク管理態勢の把握・検証）</li> <li>・大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督（商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施）</li> <li>・保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督（連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを実施）</li> <li>・国際的な議論を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の整備）</li> <li>・金融機能強化法（震災特例を含む）の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法（震災特例を含む）について活用の検討を促すとともに、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表）</li> <li>・業界横断の業務継続訓練の実施（訓練の実施）</li> <li>・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施状況（金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施）</li> <li>・金融行政の質的向上に向けての取り組み（金融行政の質的向上に資する施策の実施）</li> </ul>
	2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備〔P15〕	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備	金融システムの安定性が確保されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]国際的な議論を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の整備）</li> <li>・[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避）</li> <li>・名寄せデータの精度の維持・向上の状況（預金保険機構との連携による名寄せデータ整備状況の検証）</li> </ul>
	3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応〔P16〕	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	システミックリスク顕在化の未然防止が図られること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析の実施状況（システミックリスク顕在化の未然防止が図られること）</li> </ul>
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備〔P18〕	① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備 ② 当局における相談体制の充実 ③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営 ④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 ⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応	金融サービスの利用者の保護が図られること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況（金融商品取引法の一部改正等を踏まえた政府令の整備）</li> <li>・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う）</li> <li>・[主要]保険会社等における更なる態勢整備（保険業法等の一部改正を踏まえた政府令、監督指針の規定の整備等を行うとともに、顧客保護と利用者利便の向上の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う）</li> <li>・[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備（自主規制機関とも連携しつつ、監督指針の改正等を通じて監督上の着眼点を明確化するとともに顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う）</li> <li>・[主要]貸金業者における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う）</li> <li>・[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う）</li> <li>・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（41,000件）</li> <li>・証券・金融商品あっせん相談センター等における苦情件数（600件）</li> <li>・①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況（①4回、②5回）</li> <li>・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回）</li> <li>・不正利用口座への対応状況（金融機関において利用停止等の措置を実施）</li> <li>・偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（偽造キャッシュカード等による被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取り組みを促すよう指導・監督を行う）</li> <li>・振り込め詐欺救済法に基づく被害者からの返金申請の状況（前年度より推進）</li> <li>・多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況（相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う）</li> <li>・財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数（延べ数）（1,200市区町村）</li> <li>・[主要]無登録業者等に対する適切な対応（無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う）</li> <li>・[主要]法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応（法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、金融商品取引法27年改正案の内容も踏まえ、適切に対応を行う）</li> </ul>

基本政策	施策	平成27年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
	2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備〔P22〕	① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮 ② 地域密着型金融の促進 ③ 中小企業の経営改善・生産性向上・事業再生等の必要な支援実行 ④ 金融機能強化法の適切な運用	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮（金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する積極的な取組み等の促進）</li> <li>・「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着（「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関等による積極的な活用の促進）</li> <li>・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（積極的評価の割合が前年度（26年度）に比べ上昇） ※地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査</li> <li>・貸出態度判断D I.（前年同期（27年3月）の水準を維持） ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）</li> <li>・個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進（個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進）</li> <li>・金融機能強化法（震災特例を含む）の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（再掲）（金融機能強化法（震災特例を含む）について活用の検討を促すとともに、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表）</li> </ul>
	3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備〔P25〕	① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 ② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律」の施行に向けた取組みの進捗状況（平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政令・内閣府令の整備）</li> <li>・[主要]N I S Aの普及促進に向けた取組みの進捗状況（①N I S A関連の税制改正要望提出、②N I S Aの周知、広報活動の拡充）</li> <li>・金融機関の投信窓販等に関する横断的な検証状況（金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューのフォローアップ）</li> </ul>
Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築	1 市場インフラの構築のための制度・環境整備〔P28〕	① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ② 国債取引等に関する市場インフラの構築 ③ E D I N E Tの整備	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況（店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向け関係者と連携し制度整備を図る）</li> <li>・[主要]我が国における中央清算された円金利スワップ取引（想定元本ベース）の割合（前年度より向上）</li> <li>・国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況及び国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況（国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し、取組みを支援する。また、国際合意に基づき清算機関等に適切な監督を実施する）</li> <li>・[主要]有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の稼働率（99.9%） （注）システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。</li> </ul>
	2 市場機能の強化のための制度・環境整備〔P30〕	① 総合取引所の実現に向けた取組の促進 ② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進 ③ 不動産投資市場活性化に向けた取組に係る検討 ④ 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]総合取引所の実現に向けた取組に係る進捗状況（総合取引所の早期実現に向け、関係者等への働きかけ等を行う）</li> <li>・[主要]26年5月に改正された金融商品取引法及びそれに基づく関係政令及び内閣府令等の制度整備に係る進捗状況（報告書等を踏まえた必要な制度整備等を継続する）</li> <li>・不動産投資市場活性化に向けた取組に係る検討状況（不動産投資市場活性化に向けた取組について検討を行う）</li> <li>・[主要]「日本版ステュワードシップ・コード」（26年2月26日策定）及び「コーポレートガバナンス・コード」（27年6月1日適用開始予定）の定着に向けた取組みの実施状況（「日本版ステュワードシップ・コード」及び「コーポレートガバナンス・コード」の定着に向けた情報発信・周知活動等を行う）</li> </ul>
	3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備〔P32〕	① 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 ② I F R S任意適用の拡大促進 ③ 包括的かつ機動的な市場監視 ④ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引への対応 ⑤ 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施 ⑥ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑦ 課徴金制度の適切な運用 ⑧ 犯則事件に対する厳正な調査の実施 ⑨ 自主規制機関との適切な連携 ⑩ 市場参加者の規律強化に向けた取組み	投資者保護のための制度・環境の整備等を行うことにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策（金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策を実施する）</li> <li>・I F R S任意適用の拡大促進（I F R S任意適用の拡大促進に向けた取組を実施する）</li> <li>・[主要]情報力に支えられた機動的な市場監視の実施（機動的な市場監視を実施する）</li> <li>・[主要]海外当局との必要な連携（海外当局との必要な連携を通じて、クロスボーダー取引を利用した不公正取引への対応を行う）</li> <li>・[主要]迅速・効率的な取引調査の実施（迅速・効率的な取引調査を実施する）</li> <li>・[主要]迅速・効率的な開示検査の実施（迅速・効率的な開示検査を実施する）</li> <li>・課徴金制度の適切な運用（課徴金制度を適切に運用する）</li> <li>・[主要]効果的な犯則調査の実施（効果的な犯則調査を実施する）</li> <li>・政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携（政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う）</li> <li>・効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施（効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施する）</li> </ul>
	4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備〔P36〕	① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施 ② 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施 ③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施（内外の経済・金融環境の変化を踏まえ、効率的かつ効果的な監督を実施する）</li> <li>・[主要]検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施（検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査を実施する）</li> <li>・政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携（政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う）</li> </ul>

基本政策	施策	平成27年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
	5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備〔P39〕	① 監査基準等の整備に向けた取組み ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること	・ 監査基準等の整備に向けた取組み状況（国際的な議論も踏まえ、監査基準等の整備に向けた取組みを実施） ・ [主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督（虚偽証明等に関わった公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施） ・ [主要] 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況（監査法人等における監査品質の一層の向上に向け、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の的確な実施） ・ 海外監査監督当局との協力・連携状況（我が国会計・監査制度に対する国際的な信頼の確保に向けた海外監査監督当局との連携強化） ・ 受験者等への情報発信の拡大状況（多様な人々が試験に挑戦することを促すため、受験者等へ情報発信を拡大） ・ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進状況（公認会計士等の活動等に向けた施策の実施や公認会計士資格の魅力向上に向けた検討の実施）
IV 横断的施策	1 国際的な政策協調・連携強化〔P43〕	① 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献 ② 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること	・ 金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況（国際機関等において、各国の合意の上で策定されるものであるため、数値基準の設定は困難であるものの、金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献する） ・ [主要] 国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況（金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に関する会議には、可能な限り出席する） ・ 他国当局等との対話の状況（海外の金融当局との対話を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する）
	2 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調〔P45〕	① アジア諸国をはじめとする新興国における金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等	アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のこれらの新興国における活動を金融面で支援し、これらの新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込む	・ 当局間の関係強化に向けた取組状況（二国間金融協議やアジア／グローバル金融連携センターの運営を通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、具体的な技術協力の方向性・内容を決定する対話機会の確保） ・ [主要] 技術協力の実施状況（金融協議等を通じて決定した具体的な技術協力の方向性・内容に沿った着実な技術協力の実施、アジア／グローバル金融連携センターの運営）
	3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備〔P47〕	① 規制・制度改革等の推進 ② 事前確認制度の適切な運用 ③ 官民による持続的な対話の実施 ④ 金融・資本市場活性化策の検討 ⑤ 決済高度化及び金融グループ法制の検討	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること	・ 「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施） ・ ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る） ・ 金融機関等との意見交換の会合（官民ラウンドテーブル等）の開催実績（金融業をめぐる課題等を踏まえて必要に応じ実施） ・ [主要] 「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」等を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業（「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」等を踏まえた金融・資本市場活性化策に係る施策の実施） ・ [主要] 決済高度化及び金融グループ制度のあり方についての検討状況（金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」及び「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」において審議予定）
	4 金融行政についての情報発信の強化〔P49〕	① 金融行政に関する広報の充実	金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること	・ [主要] 金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（対前年度比増加度） ・ [主要] 金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数（対前年度比増加度） ・ 新着情報メール配信サービス登録件数（対前年度末比増加） ・ 金融庁Twitterのフォロワー数（対前年度末比増加）
	5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備〔P51〕	① 金融経済教育の推進	金融リテラシーが向上すること	・ 国民の金融知識の状況：生活設計策定の有無（前回調査時より向上） ・ [主要] 国民の金融知識の状況：金融商品の選択（金融商品を選択するための金融知識の普及） ・ 国民の金融知識の状況：金融広報中央委員会の認知度（金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぼろ」と）の周知） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

#### 業務支援基盤の整備のための取組み（平成24～28年度）

分野	施策	平成27年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
1 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上〔P54〕	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること	・ 組織として力を発揮できる体制に向けた取組み i. 「金融庁職員のあり方」の職員への浸透、 ii. PDCAサイクルによる業務改善等の継続実施、 [主要] iii. 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画の実行 ・ [主要] 研修等の実施状況（国内外の大学院への留学や研修の実施等を通じて、専門性の高い人材の育成を図る（30名）） ・ [主要] 人材派遣等の状況（国際機関や民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化と幅広い視野を持った職員の育成を図る（50名）） ・ [主要] 民間専門家の在職者数（民間企業経験者や弁護士・公認会計士等の専門家の採用・登用を積極的に実施（350名超））

基本政策	施策	平成27年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
2 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用〔P55〕	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学のネットワーク強化	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [主要] 調査研究分析成果物の作成（調査研究分析の成果物を作成し、金融行政の参考となる調査研究を実施すること）</li> <li>・ コンファレンス、勉強会・研究会等の定期的な開催、産・官・学の交流を図る機会を必要に応じて随時設定（コンファレンス、勉強会・研究会等を開催し、産・官・学のより一層のネットワーク強化を図ること）</li> <li>・ 金融経済学勉強会及び金曜ランチの開催状況（35回）</li> </ul>
3 その他の業務基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用〔P56〕	① 最適化の早期実現、情報システムの見直しに伴う運用コストの削減 ② 情報セキュリティ対策の推進	①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減を図ること ②情報セキュリティ対策を推進すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減を図ること</li> <li>・ 金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム〔金融庁業務支援統合システム〕（単年度で207,560千円の経費の削減及び9,453人日の業務処理時間の短縮）</li> <li>・ 公認会計士試験システムの政府共通プラットフォームへの移行（削減後のシステム運用等経費22,322千円）</li> <li>※「平成27年度政府情報システム投資計画書」に基づく事業</li> <li>・ [主要]「政府情報システム改革に関するロードマップ」に基づき、情報システム数（政府共通プラットフォームへ移行する情報システムを含む）及びスタンドアロンコンピュータの台数の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）情報システム数の削減（削減後に存続する情報システム数12システム）</li> <li>（2）スタンドアロンコンピュータの台数削減（削減後に存続する情報システム数240台）</li> </ul> </li> <li>②情報セキュリティ対策を推進すること</li> <li>・ 情報管理研修の受講率（100%）</li> <li>・ 情報セキュリティに関する職員の自己点検における遵守事項の実施率（93%以上）</li> </ul>
	(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保〔P58〕	① 災害等発生時における金融行政の継続確保 ② 災害等発生時に備えた訓練	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [主要]災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み（「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画の実効性を検証するなど見直しを実施）</li> <li>・ [主要]災害等発生時に備えた訓練（金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施）</li> </ul>

各施策及び平成 27 年度の主な事務事業



<b>基本政策 I</b>	<b>経済成長の礎となる金融システムの安定</b>
<b>施策 I - 1</b>	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
<b>施策 I - 2</b>	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
<b>施策 I - 3</b>	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応

施策 I - 1

金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備

達成目標	金融機関の健全性が確保されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】 各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日）、金融・資本市場に係る制度整備について（22 年 1 月 21 日）、「産業競争力強化に関する実行計画」（26 年 1 月 24 日閣議決定）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [主要]金融モニタリング基本方針の実施状況（27 年度の金融モニタリング基本方針に基づく金融モニタリングの実施、27 年度）</li> <li>・ [主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持、27 年度）</li> <li>・ [主要]金融機関のリスク管理の高度化（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、27 年度）</li> <li>・ 既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施（既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施、27 年度）</li> <li>・ グローバルなシステム上重要な金融機関等に対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、グループ全体としてのリスク管理態勢の把握・検証、27 年度）</li> <li>・ 大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督（商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施、27 年度）</li> <li>・ 保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督（連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを実施、27 年度）</li> <li>・ 国際的な議論を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の整備、27 年度）</li> <li>・ 金融機能強化法（震災特例を含む）の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法（震災特例を含む）について活用の検討を促すとともに、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表、27 年度）</li> <li>・ 業界横断の業務継続訓練の実施（訓練の実施、27 年度）</li> <li>・ 情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施状況（金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施、27 年度）</li> <li>・ 金融行政の質的向上に向けての取組み（金融行政の質的向上に資する施策の実施、27 年度）</li> </ul>
参考指標	—

【平成27年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
<p>①効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化や、プロファイリング結果等を踏まえつつ、業態・個別金融機関の状況等に応じた実態把握や、重要な経営課題等に焦点を当てた検証等、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施する。</li> <li>・マクロ経済・金融市場等の動向と個々の金融機関（ミクロ）の業務運営・ビジネス動向等の相互作用等マクロ・プルーフデンス分析を強化する。</li> <li>・金融行政上の重要課題について、国際的なベスト・プラクティスも踏まえながら検証手法の充実に取り組む。  その際、各金融機関が、各種事象の実体経済・金融資本市場全体への波及や、自らのビジネスへの直接的・間接的な影響を具体的に想起した上で適切なリスク管理を行っているかという観点を踏まえ、統合的なリスク管理態勢の整備状況等について検証する。</li> <li>・国内外で大規模かつ複雑な業務を行っているグローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）グループ等について、グループ内の個別の金融機関のみならず、グループ全体としての経営・リスク管理等の高度化を、持株会社が主導的役割を適切に果たしながら実施しているか、グループ内における持株会社の役割が明確になっているか等について、国際的な議論を踏まえつつ検証を行う。</li> <li>・グローバルに活動している金融機関（3メガバンクグループ、野村グループ、大手損保グループ）について、平成20年4月のFSF（金融安定化フォーラム）報告書や同年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行うとともに、当局間のベスト・プラクティスについて情報を収集し、監督行政において活用することで、金融庁の監督実務の継続的な向上に取り組む。</li> <li>・G-SIFIsについて、金融安定理事会やバーゼル銀行監督委員会における国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携を図りながら、必要な対応を行う。</li> <li>・金融機関の規模・特性等に応じて必要とされるプラクティスについてのベンチマーク（水準）を作るとともに、金融機関の横断的な実態把握を行い、金融機関の自主的な経営改善に資する情報提供（フィードバック）等の充実に取り組む。</li> <li>・専門性の高い分野やグローバル・ベスト・プラクティスに関</li> </ul>

	<p>する知見を組織的に蓄積・拡充していくため、中長期的な観点から、外部専門家の登用や、専門人材の育成等に計画的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集情報の見直しや収集情報を統合的に管理・活用する態勢（ITシステム含む）の整備のために必要な対応を行う。</li> <li>・自己資本比率規制については、引き続き、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、承認申請に対し適切な審査を行う。</li> <li>・大規模証券会社グループ等について、グループ内会社の問題等が広範な投資家や金融システム全体への悪影響をもたらす懸念を回避するため、証券会社の連結規制・監督を適切に行う。</li> <li>・保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについて、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、平成 24 年 3 月から適用された連結ベースの財務健全性基準に基づき、保険会社等の適切な監督を行う。</li> </ul>
<p>②国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、新たに導入されることとなる資本バッファー、カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法、清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課、ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課等に関する銀行法告示等の整備を実施する。</li> </ul>
<p>③金融機能強化法等の適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関が将来を見据えた経営の中で資本増強を行おうとする際は、金融機能強化法（震災特例を含む）の活用について、検討するよう促していく。</li> <li>・金融機能強化法に基づき資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。</li> <li>・金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。</li> <li>・早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。</li> <li>・資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。</li> </ul>

<p>④金融機関の業務継続体制の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当庁では、自らの体制強化を図るとともに、監督指針等を通じて、金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求める等、関係機関と緊密に連携を取りつつ、金融システム全体において、大規模自然災害等のリスクに対するしなやかで強靱な業務継続体制の構築を目指す。</li> <li>・金融業界全体として横断的に業務継続性の確保を図っていくことが重要であることから、昨年度と同様に今年度も全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練の実施を検討する。</li> <li>・金融機関等は、平時より業務継続体制を構築し、業務継続計画等の策定を行っておく必要がある。危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要であるとの認識の下、金融機関等の業務継続体制について、訓練等を通じて、その適切性を検証していく。</li> <li>・金融機関の業務継続計画の整備状況・有効性等について、検証を行う。</li> <li>・サイバー攻撃対策に関する情報収集や、組織としての知見・ノウハウの蓄積に継続的に取り組む。</li> </ul>
<p>⑤金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IT障害やサイバー攻撃からの重要インフラ防護を目的とした「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」(26年5月19日情報セキュリティ政策会議)を踏まえ、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を図る。</li> <li>・金融機関における情報セキュリティ対策の高度化を図るため、公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)が発行する金融機関向けの情報セキュリティに係る各種ガイドラインの改定の検討等の機会を捉え、FISCと金融機関のサイバー攻撃対策の促進等に向けた情報の連携等を行う。</li> </ul>
<p>⑥ベター・レギュレーションの深化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベター・レギュレーションを深化させるため、関係者の意見も聴取しながら、検査・監督・企画のそれぞれについて再点検を行い、課題を抽出し、引き続き、改善策を策定・実施する。</li> <li>・金融機関の監督・検査において、①オン・オフ体系的な金融モニタリングを通じた優先課題への効果的な対応、②ミニマム・スタンダードに関するルール遵守状況の検証に止まらず、プリンシプル・ベースの考え方も加味しつつ、より優れた業務運営(ベスト・プラクティス)に近づく観点からのモニタリングの実施、③金融機関のビジネスモデルの将来にわたる持続可能性等、フォワードルッキングな観点からの対話の促進や、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信等の充実を通じ、質の高い金融行政を推進する。</li> </ul>

【担当課室名】

監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課、検査局総務課、検査局審査課、証券取引等監視委員会証券検査課

## 施策 I - 2

### 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

達成目標	金融システムの安定性が確保されること
目標設定の考え方 及びその根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要がある。 【根拠】 預金保険法第 1 条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成 17 年 4 月 1 日大臣発言）、主要行等向けの総合的な監督指針 等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [主要] 国際的な議論を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の整備、27 年度）</li> <li>・ [主要] 必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、27 年度）</li> <li>・ 名寄せデータの精度の維持・向上の状況（預金保険機構との連携による名寄せデータ整備状況の検証、27 年度）</li> </ul>
参考指標	・ 各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉

#### 【平成 27 年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バーゼル 3 等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、新たに導入されることとなる資本バッファ、カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法、清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課、ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課等に関する銀行法告示等の整備を実施する。（再掲）</li> </ul>
② 円滑な破綻処理のための態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。</li> <li>・ 預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。</li> </ul>

#### 【担当課室名】

監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、検査局審査課

### 施策 I - 3

## 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応

達成目標	システムリスク顕在化の未然防止が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	国内外の市場動向や金融機関のビジネス動向等を的確に把握・分析し、必要に応じて適切な行政対応を行うこと等を通じて、金融システムの安定を確保・システムリスク顕在化の未然防止に努める必要がある。
測定指標 (目標値・達成時期)	・ [主要]内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析の実施状況（システムリスク顕在化の未然防止が図られること、27年度）
参考指標	・ 各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉

### 【平成27年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
①経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督・検査の一環として、金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析する観点から、グローバルな経済状況や資金の流れ、金融・資本市場や市場参加者の動向、金融機関のビジネス・戦略の動向等についての実態把握に努める。</li> <li>・ 具体的には、マクロ・プルーデンス関連業務を関連部署と連携しつつ的確に実施するため、担当部署を設置した上で、昨年度に引き続き、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計や金融機関から徴求したデータやビジネス動向に関する資料等を活用したより深度ある分析を実施するとともに、エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者から高い頻度でヒアリング等を行うことを通じて、金融セクターに内在するリスクの把握に積極的に取り組む。</li> <li>・ 集積した上記の情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進する。あわせて、日本銀行をはじめとした関係機関等とも密接に連携を行う。</li> </ul>

#### 【担当課室名】

監督局総務課監督調査室、監督局総務課監督企画室、検査局総務課、検査局審査課、総務企画局政策課総合政策室



<b>基本政策Ⅱ</b>	<b>利用者の視点に立った金融サービスの質の向上</b>
<b>施策Ⅱ－１</b>	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
<b>施策Ⅱ－２</b>	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
<b>施策Ⅱ－３</b>	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

施策Ⅱ－１

利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

<p>達成目標</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られること</p>
<p>目標設定の考え方 及びその根拠</p>	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。</p> <p>これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各業法の目的規定、各監督指針</li> <li>・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）</li> <li>・多重債務問題改善プログラム（19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定）</li> <li>・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（22 年 3 月 30 日）</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況（金融商品取引法の一部改正等を踏まえた政府令の整備、27 年度）</li> <li>・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、27 年度）</li> <li>・[主要]保険会社等における更なる態勢整備（保険業法等の一部改正を踏まえた政府令、監督指針の規定の整備等を行うとともに、顧客保護と利用者利便の向上の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、27 年度）</li> <li>・[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備（自主規制機関とも連携しつつ、監督指針の改正等を通じて監督上の着眼点を明確化するとともに顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、27 年度）</li> <li>・[主要]貸金業者における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、27 年度）</li> <li>・[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、27 年度）</li> <li>・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（41,000 件、27 年度）</li> <li>・証券・金融商品あっせん相談センター等における苦情件数（600 件、27 年度）</li> <li>・①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況（① 4 回、</li> </ul>

	<p>②5回、27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回、27年度）</li> <li>・不正利用口座への対応状況（金融機関において利用停止等の措置を実施、27年度）</li> <li>・偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（偽造キャッシュカード等による被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組みを促すよう指導・監督を行う、27年度）</li> <li>・振り込め詐欺救済法に基づく被害者からの返金申請の状況（前年度より推進、27年度）</li> <li>・多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況（相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う、27年度）</li> <li>・財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数（延べ数）（1,200市区町村、27年度）</li> <li>・[主要]無登録業者等に対する適切な対応（無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う、27年度）</li> <li>・[主要]法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応（法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、金融商品取引法27年改正案の内容も踏まえ、適切に対応を行う、27年度）</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政処分の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況&lt;受付件数等&gt;</li> <li>・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数</li> <li>・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況&lt;件数・金額&gt;</li> <li>・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況&lt;金額&gt; ※預金保険機構公表資料</li> <li>・振り込め詐欺被害発生状況・被害額&lt;件数・金額&gt; ※警察庁公表資料</li> <li>・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況</li> <li>・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況</li> <li>・無登録業者等に対する警告書の発出・公表件数</li> <li>・無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数</li> <li>・無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数</li> <li>・法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者の検査結果等の公表件数</li> </ul>

**【平成27年度の主な事務事業】**

事務事業	実施内容
<p>①顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者保護等の観点から行われた金融商品取引法の改正を受けた、政令・内閣府令の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。</li> <li>・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営に近づく観点からの対話を重ねてい</li> </ul>

	<p>く。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金取扱金融機関については、真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現を図るとともに、金融サービスを安心して利用できる環境を整備する観点からモニタリングを実施する。</li> <li>・保険会社等においては、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意したわかりやすい説明を行うための態勢整備がなされているか等の観点からモニタリングを行う。</li> <li>・金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえて、平成 26 年改正保険業法（2 年以内施行）に係る政府令・監督指針の整備を行う。</li> <li>・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施する。</li> <li>・貸金業者については、資金需要者等の利益の保護の観点から、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督していく。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。</li> <li>・前払式支払手段発行者、資金移動業者については、利用者保護の観点から、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督していく。</li> </ul>
<p>②当局における相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向け事前相談の提供を実施し、相談体制等の充実を図る。また、新たに主任金融サービス相談員を配置し、相談員の指導を行うことや、関係機関と協力し外部研修を充実させることなどで、相談体制等の充実を推進する。その他、金融経済教育として、政策課金融知識普及係と連携し、大学等での講演を行うなど、若年層への教育を推進する。</li> </ul>
<p>③金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士会等によって構成）等の枠組みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。</li> <li>・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信</li> </ul>

	<p>頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。</p>
<p>④多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務者相談の主要な担い手である自治体の主体的な取り組みを促すと共に、相談者が各自治体などの相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報の取り組みを実施する。</li> <li>・財務局の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を受け付けるほか、各局において自治体の相談員や関係部局の職員等向けに研修会を開催する等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップする。</li> </ul>
<p>⑤金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の抑止に向けた金融機関の取り組みを促す。また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。</li> <li>・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取り組みを促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。</li> <li>・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、金融機関におけるセキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。</li> <li>・無登録業者による詐欺的な投資勧誘等及び無届募集等については、被害拡大の防止・被害の迅速な回復等に向け、リーフレットの作成・配布等を通じた国民への注意喚起、調査による実態把握、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応する。また、関係省庁等とも連携しつつ、被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。</li> <li>・販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、金融商品取引法27年改正案の内容も踏まえ、適切に対応を行う。</li> </ul>

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課ADR室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

施策Ⅱ－２

資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

<p>達成目標</p>	<p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること</p>
<p>目標設定の考え方 及びその根拠</p>	<p>新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められている。そのためには、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供することが必要である。</p> <p>【根拠】 「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成 25 年 12 月 13 日）、好循環実現のための経済対策（25 年 12 月 5 日閣議決定）、日本再興戦略（25 年 6 月 14 日閣議決定）、「日本再興戦略」改訂 2014（26 年 6 月 24 日閣議決定）日本経済再生に向けた緊急経済対策（25 年 1 月 11 日閣議決定）、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（25 年 2 月 26 日成立、3 月 6 日公布、3 月 18 日施行）、新成長戦略（22 年 6 月 18 日閣議決定）、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22 年 12 月 24 日）、平成 23 年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（23 年 1 月 24 日閣議決定）等</p>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [主要]顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮（金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する積極的な取組み等の促進、27 年度）</li> <li>・ 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着（「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関等による積極的な活用の促進、27 年度）</li> <li>・ 地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（積極的評価の割合が前年度（26 年度）に比べ上昇、27 年度） ※ 地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査</li> <li>・ 貸出態度判断 D. I.（前年同期（27 年 3 月）の水準を維持、27 年度） ※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）</li> <li>・ 個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進（個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進、27 年度）</li> <li>・ 金融機能強化法（震災特例を含む）の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（再掲）（金融機能強化法（震災特例を含む）について活用の検討を促すとともに、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表、27 年度）</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況＜内容・件数＞</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」）</li> <li>・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額）</li> </ul> <p>※ 施策 I - 1 における各指標について、必要に応じて参照する。</p>
--	--

### 【平成 27 年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
①顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関は、自らの役割を認識し、金融モニタリング基本方針や監督指針等も踏まえ、例えば、海外進出支援を含め、様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していく等、金融仲介機能の適切な発揮が求められている。特に、金融機関が経済の成長や国民生活の安定に寄与することが、ひいては、金融機関自身の安定的な収益にもつながっていくような「好循環」の実現が重要との認識のもと、モニタリングを通じて、金融機関に対し金融仲介機能の的確な発揮により、企業の海外進出支援を含む積極的な対応を促していく。</li> <li>また、「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促す。</li> </ul>
②地域密着型金融の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域金融機関は、中長期的な視点に立って、目利き能力の発揮による企業の事業性評価に基づく融資や、コンサルティング機能の発揮による顧客企業の経営改善・生産性向上・体質強化の支援、地方創生や地域経済の活性化に向けた取組み等を組織全体として継続的に推進し、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</li> <li>このような地域金融機関の自主的な取組みを一層促進するため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき適切なフォローアップを行うとともに、より優れた業務運営（ベスト・プラクティス）に向けた取組み等について継続的に把握し、情報還元を行う。</li> </ul>
③中小企業の経営改善・生産性向上・事業再生等の必要な支援実行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関においては、様々なライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を行っていくことが重要である。金融庁としては、金融モニタリング基本方針等に基づき、金融機関に対し、必要に応じて、外部専門家等と連携し目利き能力の発揮等による事業性評価に基づく融資や、コンサルティング機能の発揮等による経営改善・生産性向上・体質強化支援等の積極的な取組みを促す。また、中小企業に対して、引き続き、きめ細かく対応し、円滑な資金供給等に努めるよう促すほか、以下のような取組みを行う。</li> </ul>

	<p>①「地域経済活性化支援機構」の積極的な活用</p> <p>②「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努める。</li> <li>・金融機関に対し、年末・年度末等の金融円滑化の要請を行う。</li> <li>・地域金融機関に対するモニタリング等を通じ、中小企業等の経営改善・事業再生支援の取組み状況や、そのために必要な態勢整備の状況等について、継続的に実態把握を進める。</li> <li>・東日本大震災事業者再生支援機構や、私的整理ガイドラインの活用促進に加え、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた適切な金融面での支援を行っていくよう促していく。</li> </ul>
④金融機能強化法の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関が将来を見据えた経営の中で資本増強を行おうとする際は、金融機能強化法（震災特例を含む）の活用について、検討するよう促していく。（再掲）</li> <li>・金融機能強化法に基づき資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。（再掲）</li> <li>・金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。（再掲）</li> <li>・資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。（再掲）</li> </ul>

【担当課室名】

監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、検査局総務課



### 施策Ⅱ－３

#### 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

達成目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。また、少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスが提供される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）</li> <li>・日本再興戦略－JAPAN is BACK－（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）</li> <li>・「日本再興戦略」改訂 2014－未来への挑戦－（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律」の施行に向けた取組みの進捗状況(平成 26 年改正保険業法(2 年以内施行)に係る政令・内閣府令の整備、27 年度)</li> <li>・[主要] N I S A の普及促進に向けた取組みの進捗状況 (① N I S A 関連の税制改正要望提出・27 年度、② N I S A の周知、広報活動の拡充・27 年度)</li> <li>・金融機関の投信窓販等に関する横断的な検証状況 (金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューのフォローアップ、27 年度)</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況</li> <li>・N I S A の口座開設数</li> </ul>

#### 【平成 27 年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
①顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえて 26 年 5 月に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」のうち、2 年以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備を行う。</li> </ul>

<p>②個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・27年度税制改正で措置されたジュニアNISAを含め、NISA制度の更なる普及・定着に向けた周知・広報活動を強化していくとともに、NISAのあり方について、投資家のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」と「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図るといった制度趣旨や、措置の実績、効果の検証等を踏まえ、引き続き検討を行っていく。</li> <li>・金融機関の手数料ビジネス（投資信託の窓口販売等）について、真に顧客のニーズに応え、顧客の利益になる経営を行っているか、各金融機関の取組みを継続的にフォローアップしていく。</li> </ul>
---	--

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局政策課、総務企画局政策課総合政策室、検査局総務課

<b>基本政策Ⅲ</b>	<b>公正・透明で活力ある市場の構築</b>
<b>施策Ⅲ－１</b>	市場インフラの構築のための制度・環境整備
<b>施策Ⅲ－２</b>	市場機能の強化のための制度・環境整備
<b>施策Ⅲ－３</b>	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
<b>施策Ⅲ－４</b>	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
<b>施策Ⅲ－５</b>	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

### 施策Ⅲ－１

#### 市場インフラの構築のための制度・環境整備

<p>達成目標</p>	<p>信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること</p>
<p>目標設定の考え方 及びその根拠</p>	<p>清算機関等は、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要な市場インフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現に資する取組みを行う。</p> <p>また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CPSS/IOSCO市中協議報告書「金融市場インフラのための原則（平成23年3月10日）」</li> <li>・「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ（平成23年12月26日）」</li> <li>・「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）」</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況（店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向け関係者と連携し制度整備を図る、27年度）</li> <li>・[主要]我が国における中央清算された円金利スワップ取引（想定元本ベース）の割合（前年度より向上、27年度）</li> <li>・国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況及び国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況（国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し、取組みを支援する。また、国際合意に基づき清算機関等に適切な監督を実施する、27年度）</li> <li>・[主要]有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（99.9%、27年度）</li> </ul> <p>（注）システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。</p>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示書類の提出会社数（内国会社）</li> <li>・有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数</li> <li>・EDINETへのアクセス件数</li> </ul>

【平成27年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
①店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国決済システムの強靱化により、我が国における危機の伝播を抑止する観点から、一定の店頭デリバティブ取引等について、清算集中義務（24年11月施行）及び取引情報保存・報告制度（25年4月施行）の適切な実施を図る。</li> <li>・取引の透明性・公正性向上のため、一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤の利用義務付けを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24年9月成立）の施行を踏まえ、適切な実施を図る。</li> <li>・上記制度整備等のほか、民間ベースで進められている我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の拡充に向けた取組み等を支援するとともに、関係する国際的な議論の枠組みに積極的に参画する。</li> </ul>
②国債取引等に関する市場インフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国国債取引の決済の安定性確保の観点から、リーマン危機時（20年9月）にも確認された日本証券クリアリング機構のリスク削減機能の更なる活用を図るため、同機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みを支援する。</li> <li>・支払・決済システム委員会（CPMI）と証券監督者国際機構（IOSCO）による「金融市場インフラのための原則」等を踏まえて策定した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づき、清算機関等に対し適切な監督を行う。</li> </ul>
③EDINETの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EDINETについては、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減を考慮した開発及び検討等を行う。</li> </ul>

【担当課室名】

総務企画局市場課、総務企画局企業開示課

## 施策Ⅲ－２

### 市場機能の強化のための制度・環境整備

達成目標	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>「日本再興戦略 改訂 2014」において、「総合取引所を可及的速やかに実現する」とされていることを踏まえ、総合取引所の早期実現に向けた取組を行う。</p> <p>「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（平成 25 年 12 月 25 日公表）等を踏まえた必要な制度整備等を継続し、新規・成長企業へのリスクマネーの供給を促進し、経済の持続的な成長の実現を図る。</p> <p>さらに、「日本版スチュワードシップ・コード」（26 年 2 月 26 日策定）や「コーポレートガバナンス・コード」（27 年 6 月 1 日適用開始予定）の普及・定着を促すことを通じて、コーポレートガバナンスを強化し、企業の持続的な成長の実現を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『日本再興戦略』改訂 2014－未来への挑戦（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）</li> <li>・金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（25 年 12 月 25 日）</li> <li>・『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（26 年 2 月 26 日）</li> <li>・「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（27 年 3 月 5 日）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [主要] 総合取引所の実現に向けた取組に係る進捗状況（総合取引所の早期実現に向け、関係者等への働きかけ等を行う、27 年度）</li> <li>・ [主要] 26 年 5 月に改正された金融商品取引法及びそれに基づく関係政令及び内閣府令等の制度整備に係る進捗状況（報告書等を踏まえた必要な制度整備等を継続する、27 年度）</li> <li>・ 不動産投資市場活性化に向けた取組に係る検討状況（不動産投資市場活性化に向けた取組について検討を行う、27 年度）</li> <li>・ [主要] 「日本版スチュワードシップ・コード」（26 年 2 月 26 日策定）及び「コーポレートガバナンス・コード」（27 年 6 月 1 日適用開始予定）の定着に向けた取組の実施状況（「日本版スチュワードシップ・コード」及び「コーポレートガバナンス・コード」の定着に向けた情報発信・周知活動等を行う、27 年度）</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「日本版スチュワードシップ・コード」及び「コーポレートガバナンス・コード」に関する機関投資家等に対する説明会の開催状況等</li> </ul>

【平成27年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
①総合取引所の実現に向けた取組の促進	・総合取引所の早期実現に向けて、引き続き、関係者等への働きかけを行う。
②新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進	・金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月25日公表）等を踏まえ、以下の制度整備等を行う。 ①26年金融商品取引法改正（平成26年3月14日閣議決定）に基づく関係政府令の整備 ②①のほか、上記報告書等を踏まえた関係政府令の整備 ③上記報告書等を踏まえたガイドライン等の整備
③不動産投資市場活性化に向けた取組に係る検討	・不動産投資市場活性化に向けた取組について検討を行う。
④上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討	・『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（26年2月26日策定）や「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（27年6月1日適用開始予定）の定着を図るため、国内外にわたる情報発信・周知活動等に取り組む。

【担当課室名】

総務企画局企業開示課、総務企画局市場課

施策Ⅲ－３

市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

達成目標	投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法第 26 条、第 177 条、第 210 条 等</li> <li>・「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日）</li> <li>・企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（25 年 6 月 19 日）</li> <li>・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22 年 12 月 24 日）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ol style="list-style-type: none"> <li>①金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策（金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策を実施する、27 年度）</li> <li>②IFRS 任意適用の拡大促進（IFRS 任意適用の拡大促進に向けた取組を実施する、27 年度）</li> <li>③[主要]情報力に支えられた機動的な市場監視の実施（機動的な市場監視を実施する、27 年度）</li> <li>④[主要]海外当局との必要な連携（海外当局との必要な連携を通じて、クロスボーダー取引を利用した不公正取引への対応を行う、27 年度）</li> <li>⑤[主要]迅速・効率的な取引調査の実施（迅速・効率的な取引調査を実施する、27 年度）</li> <li>⑥[主要]迅速・効率的な開示検査の実施（迅速・効率的な開示検査を実施する、27 年度）</li> <li>⑦課徴金制度の適切な運用（課徴金制度を適切に運用する、27 年度）</li> <li>⑧[主要]効果的な犯則調査の実施（効果的な犯則調査を実施する、27 年度）</li> <li>⑨政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携（政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う、27 年度）</li> <li>⑩効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施（効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施する、27 年度）</li> </ol>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課徴金納付命令の実績&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・国際会計基準（IFRS）の任意適用企業数及びその時価総額の割合</li> <li>・取引審査実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・情報受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・取引調査に係る勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・犯則事件の告発の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> </ul>



【平成27年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づき、引き続き、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。</li> <li>・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適切性が確保されるよう、開示ガイドラインに基づき、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行う。</li> <li>・有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適切性の確保に努める。</li> <li>・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</li> </ul>
② I F R S 任意適用の拡大促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年6月に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2014』において「I F R S の任意適用企業の拡大促進に努めるものとする」との施策が盛り込まれたことを踏まえ、引き続き I F R S の任意適用企業の拡大促進に努める。</li> <li>・その際、企業会計基準委員会（A S B J）と連携して、我が国の考えるあるべき I F R S についての意見発信を強化する。</li> <li>・また、A S B J において、日本基準の高品質化に向けた検討を進める。</li> <li>・さらに、I F R S 設定主体におけるメンバー・スタッフ等として活躍し得る人材の育成や、会計実務に携わる者の中において I F R S に関する知識・経験が豊富な人材の裾野の拡大に努める。</li> </ul>
③包括的かつ機動的な市場監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していく。</li> <li>・情報の収集・分析態勢等を強化しつつ、幅広く情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。</li> </ul>
④クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携して対処するなど、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引に対する監視を強化していく。</li> </ul>
⑤不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不公正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を发出するよう金融庁に対し勧告を行う。</li> <li>・金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大や不公正取引の複雑化等を踏まえ、引き続き、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努めるとともに、デジタルフォレンジックの更なる活用などにより、取引調査の一層の迅速化・効率化に努める。</li> <li>・不公正取引を未然に防止する観点から、課徴金事例集の内容の充実を図るとともに、情報発信の多様化に努めることによ</li> </ul>

	り、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけを行う。
⑥ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施	<p>以下の取組みを進めつつ、有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令等を発出するよう金融庁に対し勧告を行うとともに、自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示企業に働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場内外の様々な情報を収集・分析するとともに、市場関連部局との連携を強化し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努める。</li> <li>・デジタルフォレンジックの更なる活用や当局間の情報交換枠組みの積極的な活用等により、迅速・効率的な開示検査を実施する。</li> <li>・市場関連部局との連携を進めるとともに、公認会計士協会、監査法人及び金融商品取引所との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の提供等により、連携を強化する。</li> </ul>
⑦課徴金制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に対して、課徴金制度を適切に運用する。</li> </ul>
⑧犯則事件に対する厳正な調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インサイダー取引、相場操縦、偽計（不公正ファイナンス等）等の金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、情報解析室の支援の下でのデジタルフォレンジックの更なる活用等により、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、更に海外当局とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行う。</li> </ul>
⑨自主規制機関との適切な連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。</li> <li>・第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が増加しつつあるものの依然として少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う。</li> </ul>
⑩市場参加者の規律強化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、自主規制機関や市場の公正性確保に重要な役割を持つ諸団体等との間で、意見交換の実施や講演会への講師派遣のほか、当該諸団体等の機関紙への寄稿等を通じ、検査や調査等で把握した問題意識の共有等を図る。</li> <li>・証券取引等監視委員会における勧告・告発事案等の活動状況の公表にあたっては、当該個別事案の内容に加え、その事案の市場や社会における位置付けや影響についても、ウェブサイトやメールマガジン等を通じ、その情報発信に取り組む。</li> </ul>

【担当課室名】

証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課

### 施策Ⅲ－４

#### 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

達成目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>市場仲介機能が適切に発揮されるよう、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法第51条、第56条2項 等</li> <li>・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針</li> <li>・平成27年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>①内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施（内外の経済・金融環境の変化を踏まえ、効率的かつ効果的な監督を実施する、27年度）</p> <p>②[主要]検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施（検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査を実施する、27年度）</p> <p>③政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携（政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う、27年度）</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況&lt;受付件数等&gt;</li> <li>・証券検査実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・証券検査に係る行政処分等の勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・証券検査における金融商品取引業者等に対する法令遵守等の不備に係る通知の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> </ul>

#### 【平成27年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引業者等を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融商品取引業者等の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てた定期又は随時のヒアリングを実施するなど、リスクベースでの効率的かつ効果的な監督に努める。</li> <li>・適時・適切に監督指針等の整備を行って監督上の着眼点を明らかにするなど、明確なルールを整備した上で、報告徴求等による事実関係を把握に努める。その結果、法令違反の事実等が確認された場合には、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行う。また、証券監視委の検査結果を</li> </ul>

	<p>受け、問題があると認められた業者に対しても、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を含めた機動的な対応を行う。さらに、金融商品取引業者等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う指定親会社グループ及び特別金融商品取引業者グループに対しては、定期又は随時のヒアリング、各種報告書及び報告徴求等により、グループベースでの自己資本の充実の状況やリスク管理態勢等について実態把握を行い、既に生じた問題の解決のみにフォーカスするのではなく、潜在的な問題の顕在化を未然に防止するためのフォワードルッキングな態勢整備を促すことで、より中長期的な観点からの統制環境向上を奨励していく。</li> <li>・監督カレッジ等の各国当局の意見交換の場も利用しつつ、当局間のベストプラクティスについて情報を収集し、監督行政において活用することで、金融庁の監督実務の継続的な向上に取り組む。</li> </ul>
<p>②金融商品取引業者等に対する効率かつ効果的な検査の実施</p>	<p>金融商品取引業者等に対しては、「平成 27 年度証券検査基本方針及び基本計画」に基づき、以下の取組みを進めつつ、効率かつ効果的な検査の実施に努め、問題点が認められた場合には指摘するほか、重大な法令違反行為等が認められた場合には、行政処分等を求める勧告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査実施の優先度の判断を適切に行うため、業態の特性、顧客の特性及び複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、情報の収集・分析能力を強化し、リスク・ベースでの検査対象先の選定、検査の着眼点の絞り込みを行う。</li> <li>・必要に応じ、複数の検査対象先に対して、特定の検証事項に焦点を絞った検査を実施し、経営管理・内部管理態勢等について、検査対象先の業態、規模、特性等を踏まえて双方向の議論を行う。</li> <li>・「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」で掲げられている重点施策及び監督上の着眼点により示されている項目にも着目した検査を実施していく。</li> <li>・大規模証券会社グループ等について、オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化を通じて、十分な実態把握を行い、検査における検証テーマを絞り込むことで検査をより効果的・効率的に実施していく。</li> <li>・自主規制機関とも連携しつつクラウドファンディング業者に対する検査態勢を整備する。</li> <li>・無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為等に対して、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。</li> </ul>

<p>③金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。</li> <li>・ 第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が増加しつつあるが、引き続き、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う。</li> </ul>
---------------------------------	---

【担当課室名】

証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課

### 施策Ⅲ－５

#### 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

達成目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること
目標設定の考え方及びその根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】 ・公認会計士法第1条、第1条の2等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査基準等の整備に向けた取組み状況（国際的な議論も踏まえ、監査基準等の整備に向けた取組みを実施、27年度）</li> <li>・[主要]公認会計士・監査法人等に対する適切な監督（虚偽証明等に関わった公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施、27年度）</li> <li>・[主要]品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況（監査法人等における監査品質の一層の向上に向け、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査的的確な実施、27年度）</li> <li>・海外監査監督当局との協力・連携状況（我が国会計・監査制度に対する国際的な信頼の確保に向けた海外監査監督当局との連携強化、27年度）</li> <li>・受験者等への情報発信の拡大状況（多様な人々が試験に挑戦することを促すため、受験者等へ情報発信を拡大、27年度）</li> <li>・優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進状況（公認会計士等の活動等に向けた施策の実施や公認会計士資格の魅力向上に向けた検討の実施、27年度）</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士等に対する行政処分の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況&lt;件数&gt;</li> <li>・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数</li> </ul>

#### 【平成27年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
①監査基準等の整備に向けた取組み	・適正な会計監査の確保に向け、国際的な議論も踏まえ、監査基準等の整備に向けた取組みを実施する。
②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	・虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、引き続き、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施する。

<p>③品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適切に行い、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行う。</li> <li>監査先企業のグローバル化の進展など最近の監査を取り巻く環境変化を踏まえ、審査・検査のより一層の充実・強化を図るため、関係機関等と連携を密にし、監査法人等に関する幅広い情報の収集・分析を行う。また、監査法人の規模等により監査事務所の運営が異なることから、監査事務所の態様に応じた検査計画の策定や検査の実施に取り組む。特に、大手監査法人に対しては、オフサイトのモニタリングを一層強化するとともに、検査においては、リスクにフォーカスしたテーマ別検査、ベストプラクティスの確立に資するような検査、準大手監査法人に対する検査期間を短縮した定期的検査、更には中小監査事務所に対しては、中小監査事務所に見られる体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する問題に留意した検査を行うことにより、監査法人の経営管理体制など不備の根本原因を究明するとともに、引き続き、報告徴収や機動的な検査対応の一層の活用に努める。さらに、審査及び検査の結果の分析から把握された業界横断的な問題点等について関係機関等との間での積極的な意見交換や情報発信等に取り組む。なお、外国監査法人等に対する検査の実施を引き続き検討する。</li> </ul>
<p>④海外監査監督当局との協力・連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）を中心とした監査監督に係る国際的な会合に参画し、様々な検討課題（監査法人のビジネスモデル及びグローバルネットワークの役割、監査監督分野での多国間情報交換枠組み（MMOU）の最終化等）に対して、積極的に関与・貢献を行う。また、I F I A Rが設立を目指す恒久的事務局を東京に誘致するための積極的な誘致活動を行っていく。さらに、二国間での監査監督上の協力に関する情報交換枠組みの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局との多国間・二国間両面での緊密な協力・連携を図る。</li> <li>・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について常に意を用い、審査会における審査・検査の高度化につなげる。</li> </ul>
<p>⑤優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、日本公認会計士協会や経済界等と連携しつつ、制度改正に限定されない幅広い観点から、公認会計士の魅力の向上策について議論を深めるとともに、公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた取組みを進める。</li> <li>・公認会計士試験（平成 27 年試験等）の円滑な実施に努めるとともに、我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、多様な人々の受験を促すため、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組みを行うほか、受験者のすそ野の拡大を図るため、高校生等の若年層も対象とした広報活動の強化に向けた取組みを進める。</li> </ul>



【担当課室名】

公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

<b>基本政策Ⅳ</b>	<b>横断的施策</b>
<b>施策Ⅳ－１</b>	国際的な政策協調・連携強化
<b>施策Ⅳ－２</b>	アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
<b>施策Ⅳ－３</b>	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
<b>施策Ⅳ－４</b>	金融行政についての情報発信の強化
<b>施策Ⅳ－５</b>	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

**施策Ⅳ－１**

**国際的な政策協調・連携強化**

<p>達成目標</p>	<p>国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること</p>
<p>目標設定の考え方及びその根拠</p>	<p>国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に貢献するため、国際会議・二国間協議等を通じて国際的な金融規制改革のための政策協調を推進するとともに、各国・地域と更なる連携強化を図る。 【根拠】 ・ G20 ブリスベン・サミット首脳宣言（平成 26 年 11 月）等</p>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況 (国際機関等において、各国の合意の上で策定されるものであるため、数値基準の設定は困難であるものの、金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献する、27 年度)</li> <li>・ [主要] 国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況 (金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に関する会議には、可能な限り出席する、27 年度)</li> <li>・ 他国当局等との対話の状況 (海外の金融当局との対話を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する、27 年度)</li> </ul>

**【平成 27 年度の主な事務事業】**

事務事業	実施内容
<p>①国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献</p>	<p>・ 26 年 11 月に開催された G20 ブリスベン・サミット首脳宣言において、「現下の課題は、新たなリスクに引き続き注意を払いつつ、我々の政策枠組みの残っている要素を最終化することであり、また、合意した金融規制改革を実施すること」とされたことを受け、今後、金融庁として、国際的な金融規制改革において、新たなリスクへの対応及び残された課題の最終化などに係る検討に貢献すべく、引き続き、G20、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）等における議論に積極的に参画・貢献していく。</p>
<p>②国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等</p>	<p>・ 国際的な金融規制改革について、海外当局と金融協議や意見交換を積極的に行うなど、各国・地域との戦略的連携を一層強化する。</p>

<p>③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応</p>	<p>・FATF等の政府間における国際的な議論及び取組みに積極的に参画・貢献していくと共に、FATF第3次対日相互審査におけるFATF勧告履行上の指摘事項については、改善の進捗状況をFATFに対し、関係省庁と緊密に連携した上で丁寧に説明する。</p>
-----------------------------------	---

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室、総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課調査室、  
 監督局総務課、監督局総務課国際監督室

## 施策Ⅳ－２

### アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

達成目標	<p>アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のこれらの新興国における活動を金融面で支援し、これらの新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込む。</p>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>日本の成長強化のためには、日本企業及び金融機関のアジアをはじめとする新興国における事業展開の円滑化を通じ、これらの新興国の成長力を取り込む必要がある。</p> <p>こうした観点から、日本企業及び金融機関の事業展開の促進並びに新興国の成長力基盤の強化に資する、金融インフラの一層の整備を支援する。併せて金融規制の緩和を促す。</p> <p>また、環太平洋パートナーシップ（TPP）をはじめとする経済連携協定（EPA）に係る金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）</li> <li>・「日本再興戦略」改訂 2014 -未来への挑戦-（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局間の関係強化に向けた取組状況（二国間金融協議やアジア／グローバル金融連携センターの運営を通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、具体的な技術協力の方向性・内容を決定する対話機会の確保、27 年度）</li> <li>・〔主要〕技術協力の実施状況（金融協議等を通じて決定した具体的な技術協力の方向性・内容に沿った着実な技術協力の実施、アジア／グローバル金融連携センターの運営、27 年度）</li> </ul>
参考指標	—

#### 【平成 27 年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
①アジア諸国をはじめとする新興国における金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本企業及び金融機関のアジアをはじめとする新興国における事業展開を支援するとともに、これらの新興国の金融・資本市場の発展によりアジア経済の成長を促進するため、これら諸国に対し、各国のニーズを踏まえた上で、法令制定などの制度整備支援や、金融行政に係る知見・経験等の共有といった具体的な協力案件を形成・実施していくこととする。</li> <li>・金融インフラ整備支援を行うにあたっては、金融技術協力に関する書簡交換等によって構築した長期的な協力枠組みを土台とすることも含め、公的セクター及び民間セクターの関係者とも連携しながら、積極的な取組みを行</li> </ul>

	<p>う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アジア金融連携センター」を「グローバル金融連携センター（仮称）」に改組し、支援対象国の拡大等を図る。</li> <li>・アジア／グローバル金融連携センターに招聘した研究員との意見交換や研究員によるプレゼンテーション等を通じて、アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場における具体的な課題を学びつつ、各研究員のニーズ・関心に応じたプログラムを提供する等、実効的な金融技術支援を推進するとともに、新興国の金融当局とのネットワークを強化し、日本と新興国との連携拠点としての機能が発揮されるよう努める。</li> <li>・TPPをはじめとする経済連携協定（EPA）に係る金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、アジア諸国の金融サービス分野の自由化の進展を図る。</li> </ul>
--	---

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室

### 施策Ⅳ－３

#### 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

<p>達成目標</p>	<p>金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること</p>
<p>目標設定の考え方 及びその根拠</p>	<p>金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「産業競争力の強化に関する実行計画」（平成 26 年 1 月 24 日閣議決定）</li> <li>・「『日本再興戦略』改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）</li> <li>・「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）</li> <li>・金融審議会「決済業務等の高度化に関するスディ・グループ」中間整理（平成 27 年 4 月 28 日） 等</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施、27 年度）</li> <li>・ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、27 年度）</li> <li>・金融機関等との意見交換の会合（官民ラウンドテーブル等）の開催実績（金融業をめぐる課題等を踏まえて必要に応じ実施、27 年度）</li> <li>・[主要] 「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」等を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業（「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」等を踏まえた金融・資本市場活性化策に係る施策の実施、27 年度）</li> <li>・[主要] 決済高度化及び金融グループ制度のあり方についての検討状況（金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」及び「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」において審議予定、27 年度～）</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制改革ホットライン等の回答状況</li> <li>・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数</li> <li>・金融業界との意見交換会等の実施実績</li> </ul>

【平成27年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
①規制・制度改革等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討。</li> </ul>
②事前確認制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。</li> </ul>
③官民による持続的な対話の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国金融機能向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行うための会合（官民ラウンドテーブル等）を開催。</li> </ul>
④金融・資本市場活性化策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融と実体経済が相互に付加価値を生む好循環を実現し、我が国経済の再生に金融面から貢献するため、「金融・資本市場活性化に向けての提言」等に盛り込まれた施策について、必要に応じて外部機関への調査研究の委託等も活用しつつ、その実現に向けた検討を進める。</li> </ul>
⑤決済高度化及び金融グループ法制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」中間整理を踏まえ、決済高度化に係るアクション・プランの策定とともに、制度面についても必要に応じて検討を進める。</li> <li>シナジー・コスト削減効果を拡大し、顧客にとって最善のサービスが提供されるような、金融グループ全体の高度かつ柔軟な業務運営、ガバナンス・リスク管理機能の効率的な充実強化が図られるよう、ビジネスや法制のあり方について検討を進める。</li> </ul>

【担当課室名】

総務企画局政策課、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、監督局総務課



## 施策Ⅳ－４

### 金融行政についての情報発信の強化

達成目標	金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること。
目標設定の考え方及びその根拠	<p>透明性・予測可能性を確保しつつ金融行政を適切に推進していく上で、当局としての方針や施策の意図・内容が内外の関係者に正確に伝わるのが重要であり、引き続き情報発信を強化していく必要がある。</p> <p>とりわけ、金融は他の分野に比べてもグローバル化が進展している分野であることから、海外に向けて情報発信の充実が必要である。</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [主要]金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（対前年度比増加・27年度）</li> <li>・ [主要]金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数（対前年度比増加・27年度）</li> <li>・ 新着情報メール配信サービス登録件数（対前年度末比増加・27年度末）</li> <li>・ 金融庁Twitterのフォロワー数（対前年度末比増加・27年度末）</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道発表件数</li> <li>・ 金融庁Twitterのツイート（発信）回数</li> <li>・ 英語ワンストップサービスの対応件数</li> </ul>

#### 【平成27年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
① 金融行政に関する広報の充実	<p>以下の通り、引き続き、様々なツールを通じ、金融行政についての情報発信を強化する。その際、どの対象（国内・国外のメディア・一般国民・金融機関・投資家等のいずれか）に、何を発信するかについて明確化し、それぞれに相応しい手段（大臣会見、報道発表、説明会開催、個別説明等）による情報発信を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メディアを通じた広報に関しては、大臣による閣議後会見や、重要施策についての記者向け説明を積極的に実施する。</li> <li>・ ウェブサイトを活用した広報に関しては、大臣等の記者会見録や報道発表等、掲載コンテンツの充実を図る。特に国民の関心が高い、あるいは国民に幅広い周知が必要な施策に関しては、担当課室と連携しつつ、特設サイトを設置する。また、必要に応じて、内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報も活用した施策の周知を図る。なお、新着情報メール配信サービスについては、サービス内容の周知を図る。</li> <li>・ 海外向け広報に関しては、英語による情報発信の強化とし</li> </ul>

	<p>て、金融庁ウェブサイト（英語版）の利便性向上や、英語で発信すべき情報等を検討した上でコンテンツの充実を図っていく。また、情報発信のタイムリー性の観点から、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の案件名を英訳した「FSA Weekly Review」において、発表資料の概要を掲載していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英語ワンストップサービスに関しては、海外からの事実関係の質問や法令解釈の照会等に対し、引き続き適切に対応していく。</li> <li>・Twitter の活用については、その特性（字数制限）を活かした簡明な表現による情報発信を積極的に行っていく。</li> </ul>
--	--

【担当課室名】

総務企画局政策課広報室、総務企画局政策課

## 施策Ⅳ－５

### 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

達成目標	金融リテラシーが向上すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>金融リテラシーの向上は、以下の点から重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融取引を巡るトラブルから身を守るとともに、ローン、保険、資産運用商品等の金融商品を賢く利用することを通じて、生活の質の向上につながる。</li> <li>利用者保護の実現には、当局による規制だけでは限界があり、過度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害するという問題もある。このため、利用者の金融商品を選別する目が確かになれば、より良い金融商品の普及も期待できる。</li> <li>現在、約 1,700 兆円に迫る家計金融資産の過半は現預金となっている。資産運用を行う上での基礎知識を身に付け、家計が国内外の資産（株式、債券等）への中長期・分散投資を進めることは、家計の安定的な資産形成に資するだけでなく、成長資金の供給等を通じ、デフレ脱却にも資すると考えられる。</li> </ul> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本経済再生に向けた緊急経済対策（25 年 1 月 11 日閣議決定）</li> <li>金融経済教育研究会報告書（25 年 4 月 30 日公表）</li> <li>消費者教育の推進に関する基本的な方針（25 年 6 月 28 日閣議決定）</li> <li>金融・資本市場活性化に向けての提言（25 年 12 月 13 日公表）</li> <li>金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26 年 6 月 12 日公表）</li> <li>消費者基本計画（27 年 3 月 24 日閣議決定）</li> </ul>
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の金融知識の状況：生活設計策定の有無（前回調査時より向上・27 年度調査実施時点）</li> <li>[主要]国民の金融知識の状況：金融商品の選択（金融商品を選択するための金融知識の普及、27 年度）</li> <li>国民の金融知識の状況：金融広報中央委員会の認知度（金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）の周知、27 年度）</li> </ul> <p>※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」</p>
参考指標	—

#### 【平成 27 年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
① 金融経済教育の推進	「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化したマップの公表により、身に付けるべき内容が明確になり、より効果的・効率的に金融

	<p>経済教育を推進することが可能となりました。引き続き、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないように、関係団体が適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、着実に金融経済教育を推進していくことが重要である。</p> <p>また、銀行、証券、保険、資産運用など業界横断的な取組みの加速を行うことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融経済教育は、初等中等教育から社会人、高齢者に至るまで金融リテラシーの底上げを図っていくことが極めて重要。 そのため、金融経済教育推進会議を通じた幅広い取組みが必要。</li> <li>・ 大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、大学の教養課程などにおいて「金融リテラシー・マップ」を基にした授業の実施を検討してもらうよう、大学に対して働きかけを実施することにより、大学における連携講座を拡充。</li> <li>・ 金融庁では従前より、金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」及び未公開株取引等に関するトラブルについて分かりやすく解説した「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を配布し、金融知識の普及を図っているところであるが、「金融リテラシー・マップ」の作成を踏まえて、その内容を反映したガイドブックを作成。</li> <li>・ 国民の幅広い層において投資への関心を持ってもらうことを目的として、地方公共団体や関係団体等と連携しながら、NISAに関するシンポジウムの開催や市民講座等への講師の派遣等を実施。</li> <li>・ 関係団体と連携しながら、金融経済教育に関するシンポジウムの開催、家計管理と生活設計について考える相談会の開催及び金融庁ウェブサイトを通じた情報の提供等を実施。</li> </ul>
--	---

【担当課室名】

総務企画局政策課

## 業務支援基盤の整備のための取組み

<b>分野 1</b>	人的資源
<b>施策 1 - (1)</b>	金融行政を担う人材の確保と資質の向上

<b>分野 2</b>	知的資源
<b>施策 2 - (1)</b>	学術的成果の金融行政への導入・活用

<b>分野 3</b>	その他の業務基盤
<b>施策 3 - (1)</b>	金融行政における情報システムの活用
<b>施策 3 - (2)</b>	災害等発生時における金融行政の継続確保

**業務支援基盤の整備のための取組み 1 - (1)**  
**金融行政を担う人材の確保と資質の向上**

達成目標	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	高度に専門化するとともに経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するため、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要です。 【根拠】 ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）、金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>①組織として力を発揮できる体制に向けた取組み（i. 「金融庁職員のあり方」の職員への浸透、ii. PDCAサイクルによる業務改善等の継続実施、[主要] iii. 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画の実行、27 年度）</p> <p>②[主要]研修等の実施状況（国内外の大学院への留学や研修の実施等を通じて、専門性の高い人材の育成を図る（30 名）、27 年度）</p> <p>③[主要]人材派遣等の状況（国際機関や民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化と幅広い視野を持った職員の育成を図る（50 名）、27 年度）</p> <p>④[主要]民間専門家の在職者数（民間企業経験者や弁護士・公認会計士等の専門家の採用・登用を積極的に実施（350 名超）、27 年度）</p>
参考指標	<p>①関連</p> <p>i) 「金融庁職員のあり方」の職員への浸透に向けた取組み</p> <p>ii) PDCAサイクルによる業務改善の取組み</p> <p>iii) 「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況</p>

**【平成 27 年度の主な事務事業】**

事務事業	実施内容
①高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」の職員への浸透、PDCAサイクルによる業務改善の取組みを継続して実施するとともに、27 年 1 月に策定・公表した「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき各施策を着実に実行する。特に、27 年 7 月・8 月は、勤務開始時間を早め夕方早くに退庁する「夏の生活スタイル変革」に積極的に取り組む。</li> <li>・金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づき、金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示・官房）における専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門的人材の確保、官民人材交流の促進等について、継続的かつ積極的に取り組む。</li> </ul>

**【担当課室名】**

総務企画局総務課、総務企画局総務課開発研修室

**業務支援基盤の整備のための取組み 2-(1)**  
**学術的成果の金融行政への導入・活用**

達成目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その学術的成果を金融行政へ導入・活用して、専門的かつ客観的裏付けに基づいた金融行政の遂行を図る必要がある。 研究会等の開催により、外部有識者の知見を金融行政へ活用するための金融行政とアカデミズムとのネットワーク構築が図られているが、今後もこのような取組みを持続的に行っていくことが必要である。
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 調査研究分析成果物の作成 (調査研究分析の成果物を作成し、金融行政の参考となる調査研究を実施すること、27年度)</li> <li>・コンファレンス、勉強会・研究会等の定期的な開催、産・官・学の交流を図る機会を必要に応じて随時設定 (コンファレンス、勉強会・研究会等を開催し、産・官・学のより一層のネットワーク強化を図ること、27年度)</li> <li>・金融経済学勉強会及び金曜ランチの開催状況(35回、27年度)</li> </ul>
参考指標	—

**【平成27年度の主な事務事業】**

事務事業	実施内容
① 金融行政の参考となる調査研究の実施	・金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、庁内要望に基づく多岐にわたるテーマを選定し、調査研究を行う。
② 産・官・学のネットワーク強化	・金融に関する産・官・学のネットワーク強化のため、産・官・学の人材交流・コンファレンス・勉強会・研究会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。

**【担当課室名】**

総務企画局政策課研究開発室

業務支援基盤の整備のための取組み 3-(1)  
金融行政における情報システムの活用

達成目標①	最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>「世界最先端 I T 国家創造宣言」において、「I T 投資の重点化・効率化の徹底による全体最適を実現する」とされており、従前より当庁においても、効率化・合理化などの効果が見込まれる業務・情報システム分野において、「業務・システム最適化計画」を策定し、減量・効率化等の取組みを進めているところである。</p> <p>また、当該宣言において、各府省は「重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速する」とされている。</p> <p>当庁においても、「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、情報システム改革に取り組んでいる。また、情報システム改修等に関する経費について、「政府情報システム投資計画書」を作成し、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいる。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界最先端 I T 国家創造宣言」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）</li> <li>・「業務・システム最適化計画について」（平成 26 年 4 月 1 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）</li> <li>・「政府情報システム改革ロードマップ」（平成 27 年 3 月 4 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）</li> <li>・「平成 27 年度政府情報システム投資計画」（平成 27 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム（金融庁業務支援統合システム）  <u>目標値</u>：単年度で 207,560 千円の経費の削減及び 9,453 人日の業務処理時間の短縮  <u>達成時期</u>：27 年度</li> <li>・公認会計士試験システムの政府共通プラットフォームへの移行  <u>目標値</u>：22,322 千円（削減後のシステム運用等経費）  <u>達成時期</u>：29 年度</li> </ul> <p>※「平成 27 年度政府情報システム投資計画書」に基づく事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]「政府情報システム改革に関するロードマップ」に基づき、情報システム数（政府共通プラットフォームへ移行する情報システムを含む）及びスタンドアロンコンピュータの台数の削減。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報システム数の削減  <u>目標値</u>：12 システム（削減後に存続する情報システム数）  <u>達成時期</u>：30 年度</li> <li>(2) スタンドアロンコンピュータの台数削減  <u>目標値</u>：240 台（削減後に存続する情報システム数）  <u>達成時期</u>：30 年度</li> </ul> </li> </ul>
参考指標	—



達成目標②	情報セキュリティ対策を推進すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>「サイバーセキュリティ戦略」において、政府機関においては「情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上」が求められているため、当庁においても、技術的な情報セキュリティ対策の強化に加え、職員の情報セキュリティに関する意識の向上に取り組んでいる。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「サイバーセキュリティ戦略」（平成 25 年 6 月 10 日情報セキュリティ政策会議決定）</li> <li>・「サイバーセキュリティ 2014」（平成 26 年 7 月 10 日情報セキュリティ政策会議決定）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報管理研修の受講率     <u>目標値</u>：100%     <u>達成時期</u>：27 年度</li> <li>・ 情報セキュリティに関する職員の自己点検における遵守事項の実施率     <u>目標値</u>：93%以上     <u>達成時期</u>：27 年度</li> </ul>
参考指標	—

#### 【平成 27 年度の主な事務事業】

事務事業	実施内容
①最適化の早期実現、情報システムの見直しに伴う運用コストの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融庁業務支援統合システムについては、システムの安定運用及び「業務・システムの最適化計画」に基づく測定指標における目標値の発現状況をフォローアップする。</li> <li>・ 新たな情報システムの構築、既存システムの改修等については、その内容及び経費の内訳、中期的な総投資額見込み並びに投資対効果を明らかにし、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいく。</li> <li>・ 政府情報システム改革ロードマップに基づき、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行に取り組んでいく。</li> </ul>
②情報セキュリティ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報セキュリティ対策を推進するため、引き続き、技術的な対策の導入を図る。</li> <li>・ 情報セキュリティポリシー等関連規則の遵守の徹底を図ることにより、職員の情報セキュリティに関する意識の向上に努める。</li> </ul>

#### 【担当課室名】

総務企画局総務課情報化統括室、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、総務企画局総務課開発研修室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課広報室、総務企画局政策課研究開発室、監督局総務課、検査局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室

**業務支援基盤の整備のための取組み 3-(2)**  
**災害等発生時における金融行政の継続確保**

達成目標	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁としても、業務継続性の確保に係る取組みを進める。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）</li> <li>・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）</li> <li>・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）</li> <li>・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26 年 3 月 31 日）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み（「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画の実効性を検証するなど見直しを実施、27 年度中）</li> <li>・ [主要] 災害等発生時に備えた訓練（金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、27 年度中）</li> </ul>
参考指標	—

**【平成 27 年度の主な事務事業】**

事務事業	実施内容
① 災害等発生時における金融行政の継続確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」の見直しを実施する。</li> <li>また、新型インフルエンザ等対策訓練を踏まえて、「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）」の見直しを実施する。</li> </ul>
② 災害等発生時に備えた訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁業務継続計画の実効性の検証を行う。</li> </ul>

**【担当課室名】**

総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、監督局総務課